

令和5年 11 月 15 日

Euphorbia 属苗 3 種に対する *Meloidogyne enterolobii* に係る緊急的な輸入検査対応について

1. 経緯

- (1) 本年8月、輸入検査において、*Euphorbia* 属苗に使用されていた台木 (*Euphorbia trigona*) から植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表2の2の 13 項に規定し、発生国に対して栽培地検査を要求している線虫 *Meloidogyne enterolobii* が検出された。
- (2) また、調査を行う過程で、新たに *Euphorbia* 属2種 (*E. prostrata*, *E. tirucalli*) について、本線虫の寄主植物と判断できる科学的根拠が得られた。
- (3) 現在、*Euphorbia* 属苗 3 種は、本線虫の対象植物として規則別表2の2の 13 項で規定されていない。

2. 対応

M. enterolobii の我が国への侵入を防止するため、規則別表2の2の 13 項に掲げる地域に対して、WTO/SPS 緊急通報により、以下の内容を要請予定。

- ① *E. prostrata*、*E. trigona* 及び *E. tirucalli* の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るものについて、規則別表2の2の 13 項に掲げる基準(本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、地上部の症状検査、当該植物の地下部及び培養資材の検診により本線虫が付着していないことを確認し、その旨を検査証明書に追記。)に適合すること。
- ② 本措置の発効は、緊急通報の通報日から約 45 日後(1月上旬の特定の日を指定する予定)

3. 会員への情報提供のお願い

E. prostrata、*E. trigona* 及び *E. tirucalli* が *M. enterolobii* の寄主植物となることが新たに判明した。このため、我が国向けに輸出するこれら植物に対する暫定的な措置として、規則別表2の2の 13 項に掲げる地域に対して、同項に掲げる基準に適合することを要請する予定である。本措置はWTO/SPS 緊急通報の通報日から約 45 日後に発効し、発効日以降に発行された上記の追記がされていない検査証明書を添付し輸入されたこれら植物については、廃棄又は返送の措置となる。

一方、発効までの期間における侵入を防止するため、発効前については検査

証明書に *E. prostrata*、*E. trigona* 及び *E. tirucalli* に対する追記がない場合は、植物防疫所において輸入検査時に精密検定を行う。

＜輸入検査時の精密検定＞

① 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として規則別表2の2の 13 項に掲げる地域から輸入される、*E. prostrata*、*E. trigona* 及び *E. tirucalli* の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの

② 対応を行う期間

令和5年 11 月 29 日から当面の間

③ 検定方法

次の数量について、*M. enterolobii* を対象として、地下部の綿密な検査を実施

検定数量	検定方法
検査数量の 10%以上の数量	植物の地下部及び培養資材についてベルマン法の実施